



今月のことば

monthly word

地域での弁理士の活躍に期待

日本弁理士会 副会長

吉村 俊一

1 はじめに

平成 26 年 9 月 3 日付の閣議決定により、政府は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、同年 12 月 27 日付けで閣議決定された「長期ビジョン」と「総合戦略」により、3つの視点と 4つの目標を示し、魅力ある地方の創生に向けた取り組みを進めようとしています。

一方、我が国の知的財産政策としては、平成 26 年 2 月 24 日、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会での取り纏めにおいて、今後の知的財産政策の主な方向性として、①我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援の強化、②中小企業・地域への支援強化、③イノベーション促進に資する環境整備、が示されました。また、同年 4 月 23 日、衆議院経済産業委員会において、「知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、知財総合支援窓口の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。」が決定されました。また、同年 7 月 7 日、特許庁中小企業・地域知財支援研究会においても、今後の中小企業・地域知財支援の基本的視点として、「地域特性を勘案した戦略の構築が重要であること及びその推進」が提言されています。

そして、同年 4 月 25 日に可決成立した弁理士法改正法案における弁理士法第 1 条（弁理士の使命）は、長年にわたる関係者のご努力とともに、上記した現在の社会的背景に基づく弁理士への大きな期待の表れとして成立したものであらうと思

います。

2 弁理士の活動と日本弁理士会の事業

1) 地域での活動

我々弁理士は、かねてより、企業規模の大小を問わず、地域企業から生まれる知的財産の保護と活用に関与しています。例えば、新しい技術を開発したので特許出願できるかどうかも含めて相談したい、商品にネーミングしたので調査と出願を相談したい、村おこしのためのブランド戦略を相談したい、地元の特産品を売り出したいがどうすればよいか相談したい、地元の大学と共同研究するが知的財産の扱いはどのように考えればよいか、地域の複数の中小企業で分担して共同開発した新製品について特許出願したい、等々、知的財産部門を持つ比較的大きな企業からはあまり相談されないような地域性豊かな様々な相談に対し、地域在住の個々の弁理士がその専門性を活かして対応しています。

日本弁理士会でも、知的財産支援センターの事業活動と、全国 9 支部での事業活動とを中心に、地域支援に関する積極的な取り組みを行って参りました。例えば、全国の地方公共団体との知財支援協定の締結による地域支援をはじめ、地元の小学校、中学校、高等学校等への知財教育支援活動、地域企業等に対するパテントセミナー、知財相談会、知財フォーラムの開催、等々、様々な活動を展開し、地域貢献を行ってきております。特に、関東支部、近畿支部、東海支部では、独自の活動を積極的に展開しており、大いに評価されるべきでありましょうし、他の支部においても、時には知的財産支援センターに協力を仰ぎながら、積極的な地域支援活動を展開していることも併せて評価されるべきことと思います。また、本年度よ

り、全国都道府県に設置された知財総合支援窓口
に、弁理士が週1回「窓口知財専門家」として配
置され、知財専門家としての弁理士が、地域の中
小企業の知的財産活動を支援するために活躍して
おり、その成果が期待されています。この知財総
合支援窓口への対応については、知財総合支援窓
口に関する運営ワーキンググループ（松浦喜多男
ワーキンググループ長）を中心として進められて
おります。

2) 地域知財に関する取り組み

「弁理士は、……、もって経済及び産業の発展
に資することを使命とする。」という“使命条項”
が弁理士法に表されることは、我々弁理士にとっ
て極めて意義深いことであり、今後のより一層の
活動の推進力になるものと思います。それぞれの
弁理士が、知的財産の側面からの活動により地域
経済や地域産業の発展に貢献することこそ、政府
や国民から期待されていることであろうと思いま
す。

前記した弁理士制度小委員会での取り纏めにお
いて、日本弁理士会に対し、本年度中に支援活動
に関する取り組みを検討し、次年度以降実施する
ことが求められています。その取り組みは、知的
財産支援センター（松浦喜多男センター長）と、
次年度会務検討委員会（樺澤聡委員長）において
検討が進められています。また、組織改革特別委
員会（佐藤辰彦委員長）においても、日本弁理士
会の今後の組織的な取り組みとして、その方向性
が示されています。

こうした検討と併せて、本年度の日本弁理士会
では、支部規則に「地域知財活性化事業」の文言
を加える旨の改正を全ての支部にお願いし、各支
部での支部総会で承認が得られ、今後、本会での
規則改正の手続きが進められる予定になっていま
す。「地域知財活性化事業」の文言を支部規則に
加えることの意義は大きく、支部を中心にした活

動による地域知財活性化事業は、政府における地
域経済・地域産業の活性化による地域創生にも、
特許庁等における知的財産の側面からの中小企業
支援や地域経済の活性化の推進にも資するもので
あり、政府・特許庁の方向性とも合致します。

3 地域での弁理士の活躍に期待

日本弁理士会の会員が全て支部会員であること
に立ち返れば、地域での知的財産活動の担い手は
支部であり、支部活動の自由度を増すことは、地
域知財の活性化のみならず、地域振興や地方創生
の実現にも繋がり、ひいては我が国の経済と産業
の発展に資するものになると思います。また、結
果として、地域知財活性化による地域企業からの
出願件数が増大し、その結果として保有できた知
的財産権が例えば企業の海外展開の際や様々なビ
ジネスシーンでの当該企業の事業の継続と発展に
活用され、役立つことこそが、知財立国としての
日本の進むべき方向ではないかと思えます。

地域知財活性化事業の具体的な取り組みについ
ては、支部の自主性により、また本会と支部との
連携や支部間連携等により、それぞれの地域性を
考慮して進めていくことになろうかと思えます
が、今後、弁理士が地域経済や産業の発展のため
に大いに活躍されることを期待します。

日本弁理士会では、弁理士が様々な知財サー
ビスを地域や地域企業に提供することができるよ
う、会員に対して様々な研修を提供するとともに、
様々な情報を提供して参りたいと考えていま
す。そして、地域における弁理士の活躍が、結果
として、出願件数や知財相談の増加による知財業
務量の拡大に繋がり、ノウハウ管理、知財コンサル
ティング、知的財産関連融資等の知的財産活
用、海外出願等々の業務の増加に結びつくことを
期待し、弁理士を取り巻く困難な時代の突破口に
なればと思います。